

定 款

株式会社アールエイジ

株式会社アールエイジ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アールエイジと称し、英文では EARLY AGE CO., Ltd と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宅地建物取引業。
2. 不動産の管理、運営業務。
3. 不動産の賃貸借及びその仲介、代理業務。
4. 土木建築工事の設計施工。
5. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業務。
6. 各種出版物、印刷物の販売及び流通システムの開発。
7. 広告、宣伝の情報媒体の企画及び販売。
8. コンピューター及びその関連機器による情報の収集、処理及び販売に関する業務。
9. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業。
10. 総合リース業。
11. 生命保険の募集に関する業務。
12. 建築士事務所の経営。
13. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事故が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年10月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第18条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認事項があつたものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第23条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第24条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第26条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第27条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第28条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(損害賠償責任の一部免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第31期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第31期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第26条第2項の定めるところによる。

平成25年3月8日 改訂

平成30年1月24日 改訂

令和5年1月24日 改訂